

## 多胎児家庭サポート事業

提供できるサービスの内容（できること、できないこと）



原則として、多胎児家庭の保護者とご一緒に、支援員が育児支援や乳幼児健康診査等の外出への同行サービスを行い、保護者のお手伝いをするサービスです。

育児と外出へのサポートサービスであり、家事を行うものではありません。

サービス内容	できる（例）	できない（例）
育児に関する手伝い	<ul style="list-style-type: none"> <li>授乳の手伝い</li> <li>おむつ交換</li> <li>沐浴</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>掃除、洗濯、調理等の家事</li> <li>買い物</li> <li>支援員がひとりで育児支援や外出支援をすること</li> </ul>
外出に関する手伝い	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの通院、健診、予防接種等の付き添いや見守り</li> <li>着替えやおむつ交換等の手伝い</li> <li>きょうだいの見守り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※車での移動を希望する場合は、事業所に確認してください。（支援員が運転することはできません。）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>きょうだいの遊び相手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ペットの世話</li> <li>銀行への振込み、引き出し</li> </ul>

※保護者が不在の場合はサービスの提供はできません。

※体調不良（感染症等）の方がいる場合は、サービスを提供することができません。

お子さんの送迎や預かりなどは、「さいたまファミリー・サポート・センター」（TEL048-814-1415）、家事や育児の援助は、「子育てヘルパー派遣事業」を活用できます。

詳しくは「さいたま子育てWEB」

（<https://www.city.saitama.lg.jp/kosodate/index.html>） をご覧ください。

※「できる（例）」に記載されていても、介護保険や障害福祉サービスを利用できる場合は、当該制度を優先して利用していただき、この事業での援助は対象外となります。